

# 島根県医師会会員慶事取扱内規

(叙勲、褒章祝)

第1条 会員が国家叙勲又は褒章を受けたときは10,000円相当の祝品を贈る。

2 祝品贈呈方法については、その都度会長が定める。

(白寿、米寿、喜寿祝)

第2条 会員が年齢77歳、88歳又は99歳に達したときは、次の区分により祝品を贈る。

一 年齢99歳に達したとき 白寿祝 (30,000円相当)

二 年齢88歳に達したとき 米寿祝 (20,000円相当)

三 年齢77歳に達したとき 喜寿祝 (20,000円相当)

2 祝品贈呈方法については、その都度会長が定める。

## 附 則

(施行期日)

本内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。